

旭川工業高等専門学校知的財産委員会規則

制定	平成17. 4. 1 達第14号	
改正	平成19. 3. 13達第69号	平成22. 6. 8 達第 2 号
	平成23. 3. 18達第28号	平成27. 3. 20達第27号
	平成28. 3. 24達第29号	平成29. 3. 23規則第29号
	平成30. 3. 15規則第 6 号	

旭川工業高等専門学校知的財産委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産権取扱規則（平成16年機構規則第40号。以下「取扱規則」という。）第5条及び旭川工業高等専門学校教員等組織規則（昭和41年達第19号）第30条第3項に基づき、旭川工業高等専門学校知的財産委員会（以下「委員会」という。）及び職務発明等の届出に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教職員等の職務発明等に係る新規性、出願の価値等の審査に関する事項
- (2) 知的財産の権利化に関する事項
- (3) 知的財産の活用に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 地域連携・研究推進センター長
- (2) 各学科及び科の教員のうちから校長が指名する者 各1人
- (3) 総務課長
- (4) 次条に定める委員長が指名する者 若干人

2 前項第2号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、地域連携・研究推進センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第6条 委員長は、第3条第1項第2号の委員が委員会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

2 代理の者には、議決権を与える。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会における審議結果を総括し、校長に報告する。

(事務)

第9条 委員会の事務に関することは、総務課が処理する。

(発明等の届出)

第10条 教職員等は、職務発明等に該当する可能性のある発明等を行ったときは、取扱規則第6条に定める発明等届により、速やかに校長に届け出るものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 旭川工業高等専門学校教官等の発明に関する規程（昭和53年達第2号）は、廃止する。
 - 附 則（平成19. 3. 13 達第69号）
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成22. 6. 8 達第2号）
この規程は、平成22年6月8日から施行する。
 - 附 則（平成23. 3. 18 達第28号）
この規程は、平成23年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成27. 3. 20 達第27号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成28. 3. 24 達第29号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成29. 3. 23 規則第29号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成30. 3. 15 規則第6号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。